平成２１年（フ）第８８号
埼玉県越谷市大字袋山668番地４
破産者　中村　義昭
１　決定年月日　平成21年７月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第１０２号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野233番地
破産者　野口　　修
１　決定年月日　平成21年７月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２０年（フ）第２９６号
滋賀県野洲市久野部150番地73市原荘１―３号、前住所滋賀県湖南市三雲370番地
破産者　橋爪洋品店こと　橋爪　　裕
１　決定年月日　平成21年７月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第５１３号
広島県福山市大門町４丁目18番43―５号
破産者　朝倉　通夫
１　決定年月日　平成21年７月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２０年（フ）第２２２７号
福岡市博多区対馬小路９番17―702号
破産者　ＬＡＣＥＤこと　志村　純一
１　決定年月日　平成21年７月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第６７号
福岡県糟屋郡新宮町夜臼２丁目10番32号202
破産者　瀬田　仁美
１　決定年月日　平成21年７月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第５２７号
長崎県長崎市錦２丁目23番10号
破産者　石丸　勝洋
１　決定年月日　平成21年７月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第８３９号
長崎県長崎市花丘町20番25号山口ビル
破産者　大林　武士
１　決定年月日　平成21年７月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１４５号
長崎県長崎市三ツ山町872番地
破産者　土本江里子
１　決定年月日　平成21年７月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第８５号
大分市恵比寿町７番12号　エクセレントリブA101
破産者　西田喜久子（旧姓山本）
１　決定年月日　平成21年７月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２０年（フ）第４２号
神奈川県川崎市川崎区塩浜１丁目３番５号ユナイトステージ川崎塩浜106、前住所秋田県南秋田郡大潟村字東２丁目１番地29
破産者　木津谷哲夫
１　決定年月日　平成21年７月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９３号
福島市南矢野目字越前20番地の６
破産者　渡辺　ミツ
１　決定年月日　平成21年７月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第６０５号
横浜市港北区新横浜１丁目13番地18　プリマヴェーラ新横浜603号室
破産者　吉岡　　浩
１　決定年月日　平成21年７月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成１９年（フ）第２２３号
富山市窪本町５番７号
破産者　青山　一夫
１　決定年月日　平成21年７月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第２７４号
富山市笹津520番地１、開始決定時の住所富山市二俣新町113番地
破産者　木村　伸三
１　決定年月日　平成21年７月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１６０号
愛知県岡崎市末広町１番地８
破産者　鈴木　規宏
１　決定年月日　平成21年７月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第７３号
愛知県豊橋市牟呂町字中西１番地の２―４―302
破産者　浅田　　豊
１　決定年月日　平成21年７月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２０年（フ）第３７３号
福岡県朝倉市菩提寺527番地３、旧住所福岡県春日市一の谷１丁目69番地１　サングレート春日Ⅱ403号
破産者　古澤　征樹
１　決定年月日　平成21年７月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２０年（フ）第４１号
長崎県対馬市美津島町大船越787番地、前住所長崎県下県郡美津島町大字雞知甲992番地１
破産者　小宮　和憲
１　決定年月日　平成21年７月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所厳原支部破産係